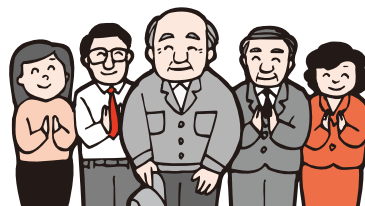


# 下野市中小企業者等 原油価格・物価高騰対策支援金

申請期限

令和5年2月28日(火)まで

※当日消印有効



## 交付内容

原油価格・物価高騰の影響を受けている方の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

法人

20万円

個人

10万円

※申請は法人・個人ともに1事業者1回限り。



## 主な交付条件 ※詳しくは商工観光課窓口にあるチラシ・市のホームページをご覧ください。

中小企業者（法人、個人事業主、フリーランスなど）及び中小企業者と同規模の特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人で、以下に当てはまる事業者

①市内に主たる事業所を有すること

《法人》市内に本社を有すること

《個人》市内に事業所を有すること（事業所を持たない場合は住所を有すること）

②令和3年分の売上が100万円以上あること（令和3年以降の新規事業者については、年間売上が100万円以上見込めること）

※以下のものは対象外とします。

- ・農業による収入
- ・性風俗関連特殊営業を行う事業者、暴力団等に関する事業者
- ・公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人、各種協同組合 など

## 申請書取得方法・申請方法

支援金の詳細や申請書は、市役所3階商工観光課窓口及び、市のホームページから取得できます。申請は郵送で受け付けます。申請書類一式を、下記の宛先へ郵送してください。

《郵送先》〒329-0492 下野市笹原26番地 下野市役所 商工観光課 商業グループ 宛

### ■問い合わせ先

商工観光課 商業グループ ☎(32)8907

URL <https://www.city.shimotsuke.lg.jp/2003/info-0000008055-3.html>

